

## 対象消費者から提供を受けた個人情報の取り扱い

本契約の目的を達成するためにのみ使用します。その目的のために、第三者に提供するのは以下のような場合です。

- 1.債権届出に際して、氏名・住所・書類3「ご自身が本件対象消費者であることを証する書面」（以下「本件証する書面」という。）への記載事項について、裁判所並びに東京医科大学及びその代理人に提示します。
- 2.本件簡易確定手続及び異議後の訴訟において本契約の目的を達成するために必要な範囲で、対象消費者から提供を受けた個人情報を、当機構の代理人に提供します。
- 3.通知書面の送付を委託する場合、その委託先に氏名・住所を提供します。
- 4.債権額が確定し、相手方から回収した金員を分配する際には、振り込み手続に係る金融機関にご指定の口座の情報を提供します。